## 〇指定管理医療機器の適合性チェックリストについて(その8)

(平成20年11月27日) (薬食機発第1127001号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第23条の2第1項の規定により基準が定められた管理医療機器(以下「指定管理医療機器」という。)が法第41条第3項の規定による基準に適合することを確認するためのチェックリスト(以下「適合性チェックリスト」という。)については、平成17年3月31日付け薬食機発第0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」等により示しているところである。今般、「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第528号)により指定管理医療機器が追加されたことに伴い、別表に掲げる3の適合性チェックリストについて別添のとおり作成したので、貴管下関係団体、関係業者等に周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、各登録認証機関の長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事あて送付することとしている。

## (別表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	適合性チェックリスト
411	単回使用人工心肺用熱交換器
412	電位治療器
413	電位治療器・赤外線治療器組合せ理学療法機器

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)別表の 411

基本要件適合性チェックリスト(単回使用人工心肺用熱交換器)

## 第一章 一般的要求事項

当該機器へ	適合の方法	特定文書の確認
の適用・不適		
用		
油田	要	医療機器及び体外診断用
		医薬品の製造管理及び品
	<b>亦</b> 9。	質管理の基準に関する省令
		(平成16年厚生労働省令第
		169号)
	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 医療機器
	スク管理が計画・実施され	―リスクマネジメントの医療
		機器への適用
		100 HH 47 ACE / 13
	の適用・不適用	の適用・不適用 要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施され

/// - 4 - 4 × /> /> />	· <del>±</del> П	=3 60 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 +	
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施され	JIS T 14971: 医療機器 リスクマネジメントの医療
造に係る製造販売業者又は		ていることを示す。	機器への適用
製造業者(以下「製造販売業			
者等」という。)は、最新の技			
術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならな			
い。危険性の低減が要求され			
る場合、製造販売業者等は各			
危害についての残存する危			
険性が許容される範囲内にあ			
ると判断されるように危険性			
<ul><li>★管理しなければならない。</li><li>この場合において、製造販売</li></ul>			
業者等は次の各号に掲げる			
事項を当該各号の順序に従			
い、危険性の管理に適用しな			
ければならない。			
一 既知又は予見し得る危害			
を識別し、意図された使用 方法及び予測し得る誤使			
用に起因する危険性を評			
価すること。			
二 前号により評価された危			
険性を本質的な安全設計			
及び製造を通じて、合理的			
に実行可能な限り除去する			
三 前号に基づく危険性の除			
去を行った後に残存する危			
険性を適切な防護手段(警			
報装置を含む。)により、実			
行可能な限り低減するこ			
した。 四 第二号に基づく危険性の			
除去を行った後に残存する			
危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能)	適用	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用
第3条 医療機器は、製造販売		れた基準に適合することを	医薬品の製造管理及び品
業者等の意図する性能を発		示す。	質管理の基準に関する省令
揮できなければならず、医療			(平成16年厚生労働省令第
機器としての機能を発揮でき			169号)
│ るよう設計、製造及び包装さ │ れなければならない。			
· ·	\ <del>\</del>	两十万日 <i>七</i> 与 会 十 7 冠 知 七	医连继四五兆什曼·AMC田
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品
した医療機器の製品の寿命		示す。	質管理の基準に関する省令
の範囲内において当該医療		1 1	(平成16年厚生労働省令第
機器が製造販売業者等の指			169号)
示に従って、通常の使用条件			
下において発生しうる負荷を			
受け、かつ、製造販売業者等 の指示に従って適切に保守さ			
れた場合に、医療機器の特性			
及び性能は、患者又は使用		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 医療機器
者若しくは第三者の健康及び		スク管理が計画・実施され	―リスクマネジメントの医療
安全を脅かす有害な影響を与		ていることを示す。	機器への適用
える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはな			
音を受けるものであってはなる			
2.600			

(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売 業者等の指示及び情報に 従った条件の下で輸送及び 保管され、かつ意図された使 用方法で使用された場合にお いて、その特性及び性能が低 下しないよう設計、製造及び 包装されていなければならな い。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省令 (平成16年厚生労働省令第 169号)
		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された 有効性は、起こりうる不具合	適用	認知された規格に従ってリスク分析が実施されている ことを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
を上回るものでなければなら ない。		便益性を検証するために、 認知された規格に適合して いることを示す。	JIS T 1704:人工心肺用熱交換器の要求事項 (1)熱交換能係数 (2)血球損傷

## 

第二章 設計及び製造要求事項					
(医療機器の化学的特性等)	(医療機器の化学的特性等)				
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。	適用				
一 毒性及び可燃性		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用		
		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.1.2 生物学的安全性		
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の 適合性		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用		
		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.1.2 生物学的安全性		
三 硬度、摩耗及び疲労度等		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用		
		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.2 物理的特性 4.2.1 血液経路の耐圧性 4.2.1 熱交換器の水路の耐圧性 4.2.1 熱交換器の水路の耐圧性 4.2.4 コネクタ		
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用		
計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度につい		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用熱交換器の要求事項 4.1.2 生物学的安全性		

ばならない。	\ <del>-</del>		
医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用でいるよう設計及び製造されていなければならず、また、医疫場とが医薬品の投票を表し、当該医薬品の承認内容	適用	リスク管理が認知された規格に従って計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
	不適用	医薬品を投与する機器ではない。	
医療機器がある物質を必須 な要素として含有し、当場 質が単独で用いられる場当場 医薬機器の性能を補助する 医療機器の性能を補助ぼす 場合、当該物質の安全性、 場合が有効性は、当該 質及の使用目的に照らし、 機器の使用はいばなられなければならない。	不適用	医薬品を含有する機器では ない。	
から溶出又は漏出する物質 が及ぼす危険性が合理的に	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。		項目に適合していることを	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.1.2 生物学的安全性
医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器は、 可能な限り、当該医療機器環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ 侵入する危険性又はその医療機器から浸出することによ り発生する危険性を、適切製造 低減できるよう設計及びい。		偶発的にある種の物質が侵入又は浸出する機器ではない。	
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び、患機器及び、患機器及び、患機器及び、患機器及び、患機工者(医三者(医三者)等。 大大大学 (医型)等 (大大学) (大大	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省令 (平成16年厚生労働省令第 169号)

l	П	ıı.	, ,
可能な限り、適切に軽減すること。			
三 必要に応じ、患者、使用 者及び第三者による医療			
機器又は検体への微生物			
汚染を防止すること。 2 医療機器に生物由来の物質	不適用	生物由来の物質を含む機器	
が組み込まれている場合、適	小週用	生物由未の物質を含む機器ではない。	
切な入手先、ドナー及び物質 を選択し、妥当性が確認され			
ている不活性化、保全、試験			/
及び制御手順により、感染に 関する危険性を、合理的かつ			
│ 適切な方法で低減しなければ │ ならない。			
3 医療機器に組み込まれた非	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及	
ヒト由来の組織、細胞及び物 質(以下「非ヒト由来組織等」		び物質を含む機器ではない。	
という。)は、当該非ヒト由来 組織等の使用目的に応じて			
獣医学的に管理及び監視さ			
れた動物から採取されなければならない。製造販売業者等			
は、非ヒト由来組織等を採取 した動物の原産地に関する情			
報を保持し、非ヒト由来組織			/
等の処理、保存、試験及び取 扱いにおいて最高の安全性を			
確保し、かつ、ウィルスその 他の感染性病原体対策のた			
め、妥当性が確認されている 方法を用いて、当該医療機器			
の製造工程においてそれらの			
除去又は不活性化を図ること により安全性を確保しなけれ			
ばならない。	不 第 田	トレカホの紀然 郷昀など	
4 医療機器に組み込まれたヒト 由来の組織、細胞及び物質	个週用	ヒト由来の組織、細胞及び 物質を含む機器ではない。	
(以下「ヒト由来組織等」とい   う。)は、適切な入手先から入			
手されたものでなければなら ない。製造販売業者等は、ド			
ナー又はヒト由来の物質の選			
択、ヒト由来組織等の処理、 保存、試験及び取扱いにおい			/
て最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性			
病原体対策のため、妥当性が 確認されている方法を用い			
て、当該医療機器の製造工			
程においてそれらの除去又は 不活性化を図り、安全性を確			
保しなければならない。	<b>→</b> '≠ □	#+ DJ #> 4# # # # # # # # # # # # # # # # # #	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器	不適用	特別な微生物学的状態に ある機器ではない。	
は、販売時及び製造販売業 者等により指示された条件で			
輸送及び保管する時に当該 医療機器の特別な微生物学			
的状態を維持できるように設			
計、製造及び包装されていな ければならない。			

6	滅菌状態で出荷される医療 機器は、再使用が不可能計及 で出荷がなされるとう設計ない。 製造されなければならを がなされながない。 当該医機でので、 ものでは はいなきに がなさで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はい	適用	認知された規格の該当する項目に適合していることを示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.1.1 滅菌性及び非発熱 性
7	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	適用	認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用熱交換器の要求事項4.1.1 滅菌性及び非発熱性
8	滅菌を施さなければならない 医療機器は、適切に管理され た状態で製造されなければな らない。		要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省令 (平成16年厚生労働省令第 169号)
9	非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	未滅菌品で供給されるものではない。	
10	) 同一又は類似製品が、滅菌 及び非滅菌の両方の状態で 販売される場合、両者は、包 装及びラベルによってそれぞ れが区別できるようにしなけ ればならない。	不適用	未滅菌品で供給されるもの ではない。	
	(製造又は使用環境に対する配	2慮)		
	又は体外診断薬又は装置と 組み合わせて使用される場	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
	合、接続系を含めたすべての 組み合わせは、安全であり、 各医療機器又は体外診断薬 が持つ性能が損なわれない ようにしなければならない。組		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 4.2.4 コネクタ 7 表示
	み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。)		使用に際して必要な情報が 提供されていることを示す。	医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第 0310003号平成17年3月10日)

第9条 医療機器については、 次の各号に掲げる危険性が、 合理的かつ適切に除去又は 低減されるように設計及び製 造されなければならない。			
ー 物理的特性に関連した傷 害の危険性 	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
二 合理的に予測可能な外界 からの影響又は環境条件 に関連する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
四 物質が偶然医療機器に 侵入する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体を扱う機器ではない。	
六 研究又は治療のために通 常使用される他の医療機 器又は体外診断用医薬品 と相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
七 保守又は較正が不可能 な場合、使用材料が劣化す る場合又は測定若しくは制 御の機構の精度が低下す る場合などに発生する危険 性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、 火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及ら 製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘 因物質に接触して使用される 医療機器については、細造しなければならない。	不適用	火災 又は爆発を起こすリスクのある機器ではない。	
3 医療機器は、すべての廃棄 物の安全な処理を容易にでき るように設計及び製造されて いなければならない。	不適用	一般的な医療産業廃棄物 であり、特別な廃棄手続き を必要とする機器ではな い。	/
(測定又は診断機能に対する面	2慮)		
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響をみぼを当該し、性がある場合、照がある場合、照がないの使用目的に照がびいまでででは、設計及がない。 で有するよう、設計及がないなければならなければならない。	不適用	測定機能を有する機器ではない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、 十分な正確性、精度及び安定	不適用	診断用機器ではない。	

性を得られるように設計及び 製造されていなければならない。設計にあたっては、感 度、特異性、正確性、反復 性、再現性及び既知の干渉 要因の管理並びに検出限界 に適切な注意を払わなければ ならない。			
3 診断用医療機器の性能が較 正器又は標準物質の使用に 依存している場合、これらの 較正器又は標準物質に割り 当てられている値の遡及性 は、品質管理システムを通し て保証されなければならな い。	不適用	診断用機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置 又は表示装置の目盛りは、当 該医療機器の使用目的に応 じ、人間工学的な観点から設 計されなければならない。	不適用	診断用機器ではない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	不適用	診断用機器ではない。	
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
2 医療機器の放射線出用性がを原来というの放射の方角隙の原射に伴う危険の照射に伴う危険の照射される時間を発生の所がのでは、では、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変が	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
	不適用	放射線を照射する機器ではない。	

4	医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による 患者、使用者及び第三者へ の被曝を可能な限り軽減する よう設計及び製造されていな ければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	/
5	放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
6	電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	/
7	電離放射線を照射する診断 用医療機器は、患者及び使 用者の電離放射線の被曝を 最小限に抑え、所定の診断目 的を達成するため、適切な画 像又は出力信号の質を高め るよう設計及び製造されてい なければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
8	電離放射線を照射する治療 用医療機器は、照射すべき線 量、ビームの種類及びエネル ギー並びに必要に応じ、放射 線ビームのエネルギー分布を 確実にモニタリングし、かつ制 御できるよう設計及び製造さ れていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
第	(能動型医療機器に対する配慮 112条 電子プログラムシステ ムを内蔵した医療機器は、ソ	不適用	電子プログラムを内蔵した 機器ではない。	
	フトウェアを含めて、その使用 目的に照らし、これらのシス テムの再現性、信頼性及び性 能が確保されるよう設計され ていなければならない。 また 生した場合、実行可能な 生した場合 に当該 対に除去 する に り、当 ま が に い な け れ に い な け に が ま が れ に り 、 当 は な り 、 当 は な り 、 過 り に り 、 過 り に り 、 の に り 、 の に り 、 の に り 、 の に り 、 の に り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り 、 の と り と り 、 の と り 、 の と り と ら と り と ら と ら と り と ら と と ら と ら と			
2	内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	内部電源を有する機器では ない。	/

3 外部電源医療機器で、停電 が患者の安全に直接影響を 及ぼす場合、停電による電力 供給不能を知らせる警報シス テムが内蔵されていなければ ならない。	不適用	外部電源に接続する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ 以上をモニタに表示する医療 機器は、患者が死亡又は重 篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用 者に知らせる適切な警報シス テムが具備されていなければ ならない。	不適用	臨床パラメータをモニターする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電磁的妨害を発生する機器ではない。	
6 医療機器は、意図された方 法で操作できるために、電磁 的妨害に対する十分な内在 的耐性を維持するように設計 及び製造されていなければな らない。	不適用	電磁的妨害を受ける機器ではない。	
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電撃リスクを受ける機器で はない。	
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	機械的リスクを発生する機 器ではない。	
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一である場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	振動を発生する機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑える	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	

よう設計及び製造されていな ければならない。								
らない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	電源等のエネルギー源に接 続する端末及び接続部を有 する機器ではない。						
ることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。		潜在的に危険な温度になる 機器ではない。						
(エネルギーを供給する医療機	(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)							
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	/					
2 医療機器には、危険が及ぶ 恐れのある不適正なエネル ギー又は物質の供給を防止 又は警告する手段が具備さ れ、エネルギー源又は物質の 供給源からの危険量のエネ ルギーや物質の偶発的な放 出を可能な限り防止する適切 な手段が講じられていなけれ ばならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。						
医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されているはればなら医療機能に必要な場合、といるといる場合を受けるといる。 を表示な場合、のは、といるのは、使用者(医療機器の使用を制力、これらの使用者(医療機器の使用にあたのをである。)にといるといる。)にといる。 といるのはない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。						
(自己検査医療機器等に対する	配慮)	1	1					
	不適用	自己検査医療機器又は自						
は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び場造されていなければならな		己投薬機器ではない。						

	l,°					
2	自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器又は自 己投薬機器ではない。			
3	合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器又は自 己投薬機器ではない。			
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)						
	及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又	適用	使用に際して必要な情報が 提供されていることを示す。	医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第 0310003号平成17年3月10日)		
能を確認するために必要な 報が提供されなければなら	は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解		認知された規格の該当する 項目に適合していることを 示す。	JIS T 1704:人工心肺用 熱交換器の要求事項 7 表示		
	い。この情報は、各場に理解できるものでなければならない。)		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:医療機器 ―リスクマネジメントの医療 機器への適用		
	(性能評価)					
第	16条 医療機器の性能評価 を行うために収集されるすべ てのデータは、薬事法(昭和 三十五年法律第百四十五号) その他関係法令の定めるとこ ろに従って収集されなければ ならない。	適用	認知された基準に従って データが収集されたことを 示す。	医療機器の製造販売認証 申請について(薬食発第 0331032号平成17年3月31 日)第2の1別紙2		
2	臨床試験は、医療機器の臨 床試験の実施の基準に関す る省令(平成十七年厚生労働 省令第三十六号)に従って実 行されなければならない。	不適用	臨床試験を必要とする機器 ではない。			